

特記仕様書

千葉市

委託特記仕様書

I 概要

- 1 委託名称：千葉市役所自動車排出ガス測定局解体業務委託
2 委託場所：千葉市中央区千葉港1番1号

棟名称	構造	階数	延床面積 (㎡)
自動車排出ガス測定局	CB造	1	28.52

- 3 委託期間：契約締結日から93日間

II 委託仕様

1 共通仕様

特記仕様書及び入札説明書類に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説（令和5年版）」（以下「解共」という）による。

2 特記仕様

- (1) 一般共通事項（共通事項）の項目は全て適用する。
(2) 一般共通事項（選択事項）の項目は、番号に口印の付いたものを適用する。
(3) 特記事項は、原則すべて適用する。「・」は、口印の付いたものを適用する。
(4) 項目下部に記載の（ . . . ）内の表示番号は、共通仕様の該当項目又は当該図表を示す。

項目	特記事項
1 一般共通事項（共通事項）	
1 委託関係図書	委託関係図書は、撤去中、発注者から請求があったときは、速やかに提出できるようにするとともに、完成時には、関係図書一式を発注者に提出すること。
2 保険	(1) 受注者はすべての物件に対して、目的物に相当する妥当な金額の火災保険・建設工事保険等に参加し、契約書の写しを提出する。 なお、原則として保険加入期間は、着手日から目的物の引き渡しまでとする。 (2) 本委託において、受注者は公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に附さなければならない。
3 近隣への配慮	本委託の施工に際しては、作業による騒音、振動、安全対策等について、規制等を遵守するのはもちろんのこと、近隣に十分配慮し施工完了すること。近隣に対して工種、作業内容等を明示し理解と協力が得られるよう努めること。作業時間、搬出入経路の計画に当たっては、発注者と協議し、作業内容を遵守すること。 (1) 本委託関係車両等の付近公道での駐車及び待機は厳禁とする。また、場内、場外を問わず作業員がアイドリングした車内での休憩等することを禁ずる。 (2) 本委託を起因とする付近道路の汚れ等は、速やかに清掃すること。 (3) 喫煙が禁止されている場所及びその周辺では受動喫煙防止等に十分配慮すること。
4 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる目的物等に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
5 従事期間	現場代理人、主任技術者又は監理技術者の従事期間は、原則、契約期間とする。

2 一般共通事項（選択事項）

1 施工条件	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 隣接工事等と干渉する部分がある場合には支障のないよう施工計画を立て作業を行うこと。<input type="checkbox"/> 作業工程表を契約締結後2週間以内に作成して発注者に提示すること。<input type="checkbox"/> 施工順序は施設管理者との協議による<ul style="list-style-type: none">(1) 解体作業等の著しく騒音・振動の発生する作業は、近隣住民に支障のないよう考慮すること。ただし、工程等に遅れをきたす場合は、発注者と協議のこと。(2) 仮設足場に関して、第三者または関係者の通行に支障がないようにするとともに、安全対策に配慮すること。<input type="checkbox"/> 近隣への説明会について発注者より協力の要請があった場合は、これに従うこと。
--------	--

<p>2 発生材の処理等</p> <p>3 作業用水</p> <p>4 作業用電力</p> <p>5 アスベスト含有建材の事前調査</p>	<p>(1) 建設副産物等</p> <p>「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に従って適切に処理する。</p> <p>ア 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結すること。</p> <p>イ 建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」（副処：様式-2）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を作成すること。</p> <p>受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、発注者から請求があった場合に、速やかに提示できるように常に整理しておくこと。</p> <p>ウ 舗装切断作業時における濁水は汚泥として処理を行うこと。</p> <p>エ 再資源化等をする施設の名称と所在地（参考）</p> <table border="1" data-bbox="467 461 1442 640"> <thead> <tr> <th>資材の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td>(株) チップ興業</td> <td>千葉市中央区浜野町 1025-152</td> </tr> <tr> <td>無筋コンクリート塊</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有筋コンクリート塊</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>フルハシ EPO (株)</td> <td>千葉市中央区浜野町 1216-68</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示及び書面の備え付け</p> <p>産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側面に、以下の事項を鮮明に表示すること。また、必要事項を記載した書類を常時携帯すること。</p> <p>(ア) 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示（産業廃棄物運搬車等）</p> <p>(イ) 排出事業者名（〇〇株式会社 等）</p> <p>また、収集運搬車両の表示状況及び書面の備え付け状況が確認できる写真を撮影すること。</p> <p>(2) 建設発生土の処分</p> <p>建設発生土の搬出</p> <p><input type="checkbox"/> 発生土なし <input type="checkbox"/> 発生土あり</p> <p> <input type="checkbox"/> 構内指示の場所にたい積 <input type="checkbox"/> 構内指示の場所に敷き均し</p> <p>構内既存の施設 <input type="checkbox"/> 利用できない <input type="checkbox"/> 利用できる（<input type="checkbox"/> 有償 <input type="checkbox"/> 無償）</p> <p>※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む</p> <p>構内既存の施設 <input type="checkbox"/> 利用できない <input type="checkbox"/> 利用できる（<input type="checkbox"/> 有償 <input type="checkbox"/> 無償）</p> <p>※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む</p> <p>大気汚染防止法の規定により、アスベスト含有建材の事前調査を実施すること。</p>	資材の種類	施設の名称	所在地	アスファルト塊	(株) チップ興業	千葉市中央区浜野町 1025-152	無筋コンクリート塊	同上		有筋コンクリート塊	同上		木くず	フルハシ EPO (株)	千葉市中央区浜野町 1216-68
資材の種類	施設の名称	所在地														
アスファルト塊	(株) チップ興業	千葉市中央区浜野町 1025-152														
無筋コンクリート塊	同上															
有筋コンクリート塊	同上															
木くず	フルハシ EPO (株)	千葉市中央区浜野町 1216-68														

3 仮設

<p>1 足場等 (解体共仕 2.2.2)</p> <p>2 騒音、粉じん等の対策 (解体共仕 2.2.1)</p> <p>3 仮囲い等</p>	<p>足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>材料、撤去材等の運搬</p> <p>・ A種 <input type="checkbox"/> B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種</p> <p>・ 防音シートによる養生</p> <p><input type="checkbox"/> 養生テープシートによる養生</p> <p><input type="checkbox"/> 仮囲い</p> <p><input type="checkbox"/> B型バリケード (<input type="checkbox"/> H =1.8m、W =1.8m)</p> <p>・ 仮設通路 設置箇所 ・ 図示による ・</p> <p>・ 仮設便所 設置する</p> <p><input type="checkbox"/> 交通誘導員（<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 必要に応じて）</p>
--	--

4 解体

1 建物の解体	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物内部の残存物も全て廃棄処分とする。 2 低騒音、低振動の施工に努める。 3 解体作業時は、十分に散水し、埃等の飛散防止に努める。 4 建物解体にあたっては、飛散防止養生で全周囲を囲う。 5 分別解体を徹底する。 分別解体工法は、手作業・機械作業併用とする。作業区分は以下に示すとおりとする。 (1) 建築設備、内装材、外部建具、屋根葺き材等の撤去は原則として手作業とする。 (2) 外装材、上部構造等の解体は、手作業と機械作業の併用とする。 (3) 基礎等のコンクリート、鉄筋コンクリート造部分の解体は原則として機械作業とする。 (4) 浄化槽、排水槽、オイルタンク等は事前回収し、洗浄、消毒等の措置を行うものとする。
2 杭 (解体共仕 3.9.2)	杭の撤去 ・行う (工法) ・行わない
3 外構解体	<input type="checkbox"/> 擁壁、U字溝、コンクリート樹、外灯、樹木、地下埋設物 等 図示
4 埋戻し及び盛り土 (解体共仕 3.13.1) (建築標仕 3.2.3) (表 3.2.1)	埋戻し及び盛り土の材料及び工法 ・A種 施工箇所() ・B種 施工箇所() ・C種 施工箇所()、土質()、受渡場所() ・D種 施工箇所()
5 整地、敷均し (解体共仕 3.13.1)	握りこぶし以上のガラがないことを標準とし、平坦に整地敷均しを行う。
6 電気設備撤去 (解体共仕 3.4.1)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電灯器具、電線およびケーブル類については、建物とは別に分別する。 2 埋め込み型分電盤の開閉器、プルボックスおよび露出配管（ケーブル含む）は、電気専門従事者にて撤去する。 3 コンクリート隠蔽部分の配管配線および箱体については、建築解体と並行施工する。 4 金属類、電線類、盤類は、関係法令に従い適切に分別、処理、処分を行う。 5 官公庁その他関係機関への諸手続き等に関する費用は、請負者の負担とする。
7 機械設備撤去 (解体共仕 3.4.1)	<ol style="list-style-type: none"> 1 衛生器具は取り外し分別処理するが、和便器などの埋め込みタイプは、建築解体と並行施工する。 2 配管類について、屋内露出管および土中埋設管はすべて撤去とし、建物とは別に分別解体とする。 3 ダクト及び配管の吊り金物、吊りボルト等は本委託にて撤去する。 4 冷凍機等の撤去に伴う冷媒（フロン類）の回収方法は、機械改標仕による。 (1) 冷媒の回収にあたっては、発注者に次の書類を提出する。 (ア) 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し (イ) フロン類回収証明書の写し (ウ) 特定家電用機器廃棄管理表（家電リサイクル券）の写し（家庭用エアコンの場合） (2) 冷媒回収等の費用は <input type="checkbox"/> 本委託 ・別途 5 上水道廃止の上、廃止証明書を発注者に提出する。 6 官公庁その他関係機関への諸手続き等に関する費用は、請負者の負担とする。 7 2 一般共通事項（選択事項）3に記載の発生材の処理等に加え、以下を行う。 ・ 廃石綿（アスベスト含有保温材）は特別管理産業廃棄物として適切に処分すること。 ・ FRP製タンクは「日本給水タンク工業会」が推奨するリサイクルを行うこと。 8 ガスおよび水道引込管は既存建物の範囲内にてプラグ止めとする。ただし、発注者と協議の上で変更が生じた場合はこれに従う。 9 雨水・汚水公設柵へ接続する配管は既存建物の範囲内にてキャップ止めとする。ただし、発注者と協議の上で変更が生じた場合はこれに従う。
8 工作物等の解体 (解体共仕 3.10.1) (解体共仕 3.11.1) (解体共仕 3.12.1)	<input type="checkbox"/> さく、照明設備等の附属物の解体 <input type="checkbox"/> 発注者の指示による () 杭の撤去 ・行う (工法) ・行わない ・ 樹木等の伐採伐根及び移植 (・発注者の指示による) <input type="checkbox"/> 地下埋設物及び埋設配管の解体 <input type="checkbox"/> 発注者の指示による ()

<p>9]アスベスト除去工事 共通事項 (解体共仕 6.1.1~3)</p>	<p>①建築物等の解体等工事を行う場合は、「必要な知識を有するもの※」による事前調査を実施し、作業開始前（届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで）に書面で発注者へ報告すること。 ※一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者</p> <p>②一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無に関わらず、事前調査結果を都道府県等へ報告すること。 <規模要件> 建築物の解体：対象の床面積の合計が80㎡以上 建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計が100万円以上 <報告事項> 調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等 <報告の方法> 石綿事前調査結果報告システム</p> <p>③石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去、封じ込め、または囲い込みを行う場合は、都道府県等へ下記書類を届出ること。 作業開始前に提出が必要な書類 14日前までに「特定粉じん排出等作業実施届出書（大気汚染防止法）」を千葉市環境規制課へ提出する必要があるため、21日前程度までに発注者に提出すること 作業完了後に提出が必要な書類 「石綿濃度測定結果等報告書（千葉市要綱）」 石綿濃度の測定 施工者は、「千葉市建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱」に基づき、大気中の石綿濃度の測定を行う必要があります。 測定箇所 <作業開始前及び終了後> 建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所 <作業実施中> 建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所 集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口（作業場の隔離の措置を講じた場合） 測定高さ 地上1.5m 測定方法 石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に定める方法その他の適当な方法（アスベストモニタリングマニュアル（環境省）等</p>
<p>10]PCBの調査・処分等</p>	<p>1 PCBを含む機器類については「解体共仕」（5.4.1）による。 2 施工調査の結果、PCB使用の疑いのある電気設備機器は発注者に報告し、協議する。その結果、PCB使用が判明した機器は再度協議する。 3 PCB含有シーリング調査 ① 1次分析（PCB含有分析の要否判定） 工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取しシーリング材種についての判定を行うこと。判定結果は速やかに発注者に報告し、PCB含有分析が必要な場合発注者と協議する。 ② 2次分析（PCB含有分析） PCBの含有について分析を行うこと。なお、分析結果は速やかに発注者に報告すること。 1) 採取箇所 計（ ）箇所 2) 採取方法 分析機関の指定する方法により採取する 3) 分析方法 GC-ECD法による（JIS K 0114） シーリングにPCBが含有していた場合の措置 除去方法 改修標仕3.7.5(1)による</p>
<p>11]その他</p>	<p>本委託対象以外の物件を誤って破損等した場合は速やかに発注者に報告し、指示の通り復旧する。また、作業前に現況写真を撮影する。</p>